

申請代理人の方へ：翻訳文とともに本書類を免許証名義人の方へお渡し下さい。

日本の運転免許証に添付する 中国語翻訳文についてのご案内

一般社団法人日本自動車連盟（J A F）

【日本の運転免許証の中国語翻訳文とは】

日本国の各都道府県公安委員会で発行された運転免許証をお持ちの方は、公益財団法人日本台湾交流協会が発行する中国語翻訳文を当該免許証原本と同時に携帯することにより、台湾（中華民国）の法令に則って台湾域内において自動車等を運転することができます。当連盟（J A F）は同協会の委託を受け、この中国語翻訳文の作成・発行業務をJ A Fの各窓口において代行しています。

注意事項

- ・台湾域内で自動車等を運転する場合には、中国語翻訳文を当該運転免許証の原本や旅券とともに常に所持していなければなりません。
- ・この翻訳文で運転できる自動車等を運転できるのは、台湾入境日から一年間です。
- ・運転免許証の記載内容に変更が無い限り有効です。台湾へ入境する度に翻訳文を取得し直す必要はありません。
- ・台湾入境日から一年を超えて滞在し、台湾域内で引き続き自動車等を運転するためには、台湾の運転免許証に切り替える必要があります。上記の中国語翻訳文はこの免許切替手続きにも利用できます。手続きの詳細については、下記までお問い合わせください。

公益財団法人日本台湾交流協会

TEL:03-5573-2600 FAX:03-5573-2601URL:<https://www.koryu.or.jp/>

中国語翻訳文は台湾域内においてのみ有効ですので、ご注意ください

翻訳文のお申し込みについて

【申込方法】

翻訳文発行申請は専用サイトより承っております。

1, 翻訳文申請サイト

<https://jaf.or.jp/common/visitor-procedures/about-dltas>

上記リンク先からウェブ申請時の注意事項をご確認いただき、「運転免許証翻訳文申請サイト」へ情報を入力することでウェブ申請をおこなうことができます。

<必要書類>

- ① 現在有効な運転免許証の表面・裏面の画像データ：

※海外からの申請および海外での翻訳文の印刷は対応しておりませんので、ご注意ください。

<発行料金>

翻訳文1通につき4,400円(消費税込み)(クレジットカード払い・コンビニでの現金払いが可能です)

※紛失などにより再発行する場合も同一の発行料金がかかります。

※コンビニでの印刷には別途ネットプリントサービス所定の印刷料金(1枚につき20円)がかかります。お持ちの免許証によっては翻訳文本体のほかに「別紙」が印刷される場合もありますので、ご了承ください。



<所要日数>

1～2週間程度。免許証内容、取扱窓口等により、翻訳文作成に要する日数が異なる場合がありますので、所要日数の詳細については事前にJAF翻訳窓口へお問合せください。

2, その他

- ・運転免許証以外の翻訳はおこなっておりません。また、国際免許証・デジタル免許証の翻訳はおこなっておりませんのでご注意ください。
- ・中国語翻訳文の有効期限は、翻訳を行った運転免許証の有効期限と同一です。ただし、運転免許証を更新したり、記載内容に変更があった場合（住所変更等）は再取得する必要があります。
- ・運転できる車両の種類は翻訳文の別紙に○印で示されます。
(分類については本紙裏面をご覧ください)
- ・インターネットをご利用いただけない方は、下記JAF総合案内サービスセンターまでお問合せください。

【JAF総合案内サービスセンター】

▶TEL0570-00-2811※受付時間 9:00～17:30 年末年始休業

通話料は有料（固定電話は3分/9.35円、携帯電話は20秒/11円、公衆電話は40秒/10円）。

一部のIP電話・携帯電話からはご利用になれません。

※携帯電話からおかけの場合、基本使用料金に含まれる無料通信分の対象とはなりません。

上記ナビダイヤルがご利用になれない場合は048-840-0036までご連絡ください。

※個人情報の取り扱いについて

個人情報の取扱いについては、「利用規約および個人情報の取扱いについて」をご確認ください。

「利用規約および個人情報の取扱いについて」



「その他の申請方法について」



日本と台湾の免許種類対応表

日本の 免許種類	牽引+大型 牽引+中型	大型 中型	中型 (限定 8t) 牽引+中型 (限定 8t) 準中型 牽引+準中型 準中型 (限定 5 t) 牽引+準中型 (限定 5 t) 普通 牽引+普通	大型二輪 普通二輪 ※	普通二輪 (小型限定)	原付
台湾の 免許種類	聯結車 (E)	大客車 (D)	小型車 (B)	大型重型 機車 (A3)	普通重型機車 (A2)	普通輕型機車 (A1)

※日本の「普通二輪」運転免許により台湾域内で運転を行う場合は、気筒総排気量が 550cc 以下の大型重型機器脚踏車 (= 下表における大型重型機器脚踏車 B) に限定される。

台湾の車両分類

連結車	車両総重量が 750kg 以上の被牽引車を牽引する自動車
大客車	乗車定員が 10 人以上であり、又は車両総重量が 3,500kg を超える乗用車 乗車定員が 25 人以上であり、又は車両総重量が 3,500kg を超える通学通園バス
大客貨 両用車	車両総重量が 3,500kg を超え、かつ乗車定員が定められている自動車 乗車定員が 10 人以上であり、かつ最大積載量が定められている自動車
代用大客車	貨物に代わり 25 人以下の人員を乗車させた、車両総重量が 3,500kg を超える貨物車
大貨車	車両総重量が 3,500kg を超える貨物車
小客車※	乗車定員が 9 人以下で車両総重量が 3,500kg 以下の乗用車 乗車定員が 24 人以下で車両総重量が 3,500kg 以下の通学通園バス
小客貨 両用車※	車両総重量が 3,500kg 以下で乗車定員が 9 人以下の自動車のうち、乗車定員および最大積載量が定められており、最後部の座席を固定させた場合においてその後方に 1 立方メートル以上の積載のための空間があるもの
代用小客車	貨物に代わり 9 人を超えない人員を乗車させた、車両総重量が 3,500kg 以下の貨物車
小貨車	車両総重量が 3,500kg 以下の貨物車
大型重型機 器脚踏車 A	総排気量が 550cc を超える自動二輪車
大型重型機 器脚踏車 B	総排気量が 250cc を超え、550cc 以下である自動二輪車 最高出力が 29.84kw を超える自動二輪車
普通重型機 器脚踏車	総排気量が 50cc を超え、250cc 以下である自動二輪車 最高出力が 3.73kw を超え、29.84kw 以下である自動二輪車
普通輕型機 器脚踏車	総排気量が 50cc 以下の二輪車 最高出力が 1kw 以上 3.73kw 以下である二輪車 最高出力が 1kw 未満で最高速度が毎時 45km を超える二輪車
小型輕型機 器脚踏車	最高出力が 1kw 速度が毎時 45km 以下である二輪車

※印を付した種類の車両については、車両総重量 750kg 未満の被牽引車を牽引する場合における当該車両を含む。